

平成三十年五月二十二日受領
答弁第二九三号

内閣衆質一九六第二九三号

平成三十年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の核施設の廃棄式典において日本が蚊帳の外に置かれている理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の核施設の廃棄式典において日本が蚊帳の外に置かれている理由に

関する質問に対する答弁書

一及び五について

北朝鮮は、平成三十年五月十二日、朝鮮中央通信等のメディアを通じ、核実験場での取材活動を行う記者を、中国、ロシア、米国、英国及び韓国からの記者に限定する旨を発表したが、日本からの記者が含まれないこと等についての北朝鮮の意図については、政府としてお答えする立場にない。

二から四までについて

お尋ねの「CVIDの「蚊帳の外」」の意味するところが必ずしも明らかでないが、我が国としては、関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、国際連合安全保障理事会決議を即時かつ完全に履行し、核及び弾道ミサイル関連計画を放棄するよう、強く求めていく。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。